

国立大学法人三重大学の役職員の報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 平成23年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

国立大学法人三重大学役員給与規程により、期末特別手当において、文部科学省国立大学法人評価委員会が行う業務評価の結果等を勘案し、学長がその額の100分の10の範囲内でこれを増減額できる。

② 役員報酬基準の改定内容

法人の長

人事院勧告を参考にして、平成23年4月1日より期末特別手当の支給月数を6月期は0.05月引き下げ、12月期は0.05月引き上げた。

理事

法人の長と同様の改定を行った。

理事(非常勤)

該当者なし

監事

法人の長と同様の改定を行った。

監事(非常勤)

改定なし

2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成23年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任		
法人の長	千円 17,752	千円 12,720	千円 4,438	千円 508 (地域手当) 85 (通勤手当)			
A理事	千円 14,155	千円 10,056	千円 3,605	千円 402 (地域手当) 91 (通勤手当)			◇
B理事	千円 14,505	千円 10,056	千円 3,605	千円 402 (地域手当) 441 (通勤手当)	4月1日		
C理事	千円 14,113	千円 10,056	千円 3,605	千円 402 (地域手当) 49 (通勤手当)	4月1日		
D理事	千円 14,295	千円 10,056	千円 3,605	千円 402 (地域手当) 231	4月1日		

E理事	千円 14,113	千円 10,056	千円 3,605	千円 402 (地域手当) 49 (通勤手当)	4月1日		
A監事	千円 10,932	千円 7,800	千円 2,796	千円 312 (地域手当) 24 (通勤手当)		3月31日	
B監事 (非常勤)	千円 2,040	千円 2,040	千円	千円 ()			

総額、各内訳について千円未満切り捨てのため、総額と各内訳の合計額は必ずしも一致しない。
「前職」欄の「◇」は、役員出向者(国家公務員退職手当法に規定する、独立行政法人等役員となるために本府省課長・企画官相当職以上で退職し、本学役員として在職する者)であることを示す。
「地域手当」とは、民間における賃金物価及び生計費が特に高い地域に在勤する役員に支給されているものである。

3 役員の退職手当の支給状況(平成23年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間		退職年月日	業績勘案率	摘要	前職
	千円	年	月				
法人の長						該当者なし	
理事	千円	年	月			該当者なし	
監事	千円 3,900	年 4	月 0	3月31日	1	本学の役員退職手当規程に基づき、その職務実績に応じた業績勘案率を乗じて決定した。	

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 人件費管理の基本方針

中期目標期間中の予算の年度展開を参考に、限られた運営費交付金の範囲内で業務を行う必要があるため、事務組織・業務の合理化・簡素化を図り人件費の削減を図る。

② 職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

当大学法人の運営活動に必要な経費の多くが国からの運営費交付金に委ねられていることから人事院勧告を参考に適正な給与水準とすることとしている。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

昇給、昇格の実施及び勤勉手当の成績率の判定にあたっては、職員の勤務成績を考慮し実施している。

〔能率、勤務成績が反映される給与の内容〕

給与種目	制度の内容															
賞与:勤勉手当 (査定分)	基準日(6月1日・12月1日)以前6箇月以内の期間における、職員の勤務成績に応じて決定される支給割合(成績率)に基づき支給される。															
本給月額 (昇給)	勤務成績判定期間(昇給日(1月1日)前1年間)の勤務成績に応じて下表のとおりとしている。															
	<table border="1"> <tr> <td>きわめて良好</td> <td>特に良好</td> <td>良好</td> <td>やや良好でない</td> <td>良好でない</td> </tr> <tr> <td>8号給以上</td> <td>6号給</td> <td>4号給 3号給(管理職層)</td> <td>2号給</td> <td>0号給</td> </tr> <tr> <td>4号給以上</td> <td>3号給</td> <td>2号給</td> <td>1号給</td> <td>0号給</td> </tr> </table>	きわめて良好	特に良好	良好	やや良好でない	良好でない	8号給以上	6号給	4号給 3号給(管理職層)	2号給	0号給	4号給以上	3号給	2号給	1号給	0号給
	きわめて良好	特に良好	良好	やや良好でない	良好でない											
8号給以上	6号給	4号給 3号給(管理職層)	2号給	0号給												
4号給以上	3号給	2号給	1号給	0号給												
*下段は55歳以上の職員について適用する。																
本給月額 (昇格)	勤務成績良好で、かつ昇格基準に達している場合、その者の資格に応じて、1級上位の級に昇格することができる。															

ウ 平成23年度における給与制度の主な改正点

人事院勧告を参考にして、平成23年4月1日より以下のとおり改定を行った。

- ① 超過勤務が月60時間を超えた全時間(週休日を含む)に対して、100分の25を加算して超過勤務手当を支給することとした。
- ② 期末手当及び勤勉手当の支給月数を6月期は0.05月引き下げ、12月期は0.05月引き上げた。
- ③ 平成23年4月1日現在で43歳に満たない職員のうち、平成22年1月1日に昇給した職員等の号給を、昇給抑制の回復措置として1号給上位に調整した。
- ④ 結核性疾患による病休休暇については、本給の半減までの期間を1年とする特例を廃止した。

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成23年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内	うち通勤手当	うち賞与
常勤職員	1,427	43.6	6,794	5,122	82	1,672
事務・技術	340	43.8	5,495	4,132	111	1,363
医療職種 (病院看護師)	280	35.5	4,705	3,547	44	1,158
教育職種 (大学教員)	633	47.4	8,633	6,512	81	2,121
技能・労務職種	7	54.4	4,907	3,656	40	1,251
海事職種	8	49.8	7,413	5,561	0	1,852
海技職種	8	40.1	5,489	4,151	0	1,338
教育職種 (附属高校教員)	23	46.1	7,596	5,748	133	1,848
教育職種 (附属義務教育学校教員)	40	40.3	6,487	4,928	123	1,559
医療職種 (病院医療技術職員)	79	40.2	5,075	3,824	91	1,251

	人	歳	千円	千円	千円	千円
その他医療職種 (看護師)	1					
寄附講座教員	4	44.3	8,011	6,141	65	1,870
産学官連携講座教員	4	49.3	8,594	6,579	24	2,015

注:常勤職員については、在外職員、任期付職員、再任用職員を除く。

注:常勤職員の医療職種(病院医師)については、該当者がいないため欄を省略した。

注:常勤職員の「その他医療職種(看護師)」職種については、該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。

*「技能・労務職種」とは、自動車運転手、ボイラ技士、検査助手、実験助手、薬剤助手、看護助手、調理師を示す。

*「海事職種」とは、船舶等の船長、機関長、航海士、通信士、機関士の業務を行う職種を示す。

*「海技職種」とは、中型船舶等の乗組員の業務を行う職種を示す。

*「教育職種(附属高校教員)」とは、附属特別支援学校教員を示す。

*「教育職種(附属義務教育学校教員)」とは、附属小・中学校教員及び附属幼稚園教員を示す。

*「その他医療職種(看護師)」とは、保健管理センターに勤務する看護師を示す。

*「寄附講座教員」とは、寄附金により運営される講座に所属する教員を示す。

*「産学連携講座教員」とは、企業と共同研究のために運営される講座に所属する教員を示す。

注:在外職員の区分については、該当者がいないため表を省略した。

	人	歳	千円	千円	千円	千円
任期付職員	2					
教育職種 (外国人教師等)	2					

注:教育職種(外国人教師等)については、該当者が2人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。

	人	歳	千円	千円	千円	千円
任期付職員(年俸制)	31	43.3	7,223	7,223	74	0
教育職種 (大学教員)	16	39.3	6,695	6,695	65	0
特任一般職員	2					
特任教員	4	46.5	7,387	7,387	164	0
寄附講座教員	6	42.3	7,185	7,185	51	0
産学官連携講座教員	2					
特別教員	1					

注:任期付職員(年俸制)の「特任一般職員」、「産学官連携講座教員」及び「特別教員」職種については、該当者が2人以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。

*「特任一般職員」とは、事務・技術のうち、年俸制で雇用される者を示す。

*「特別教員」とは、附属小・中学校教員及び附属幼稚園教員のうち、年俸制で雇用される者を示す。

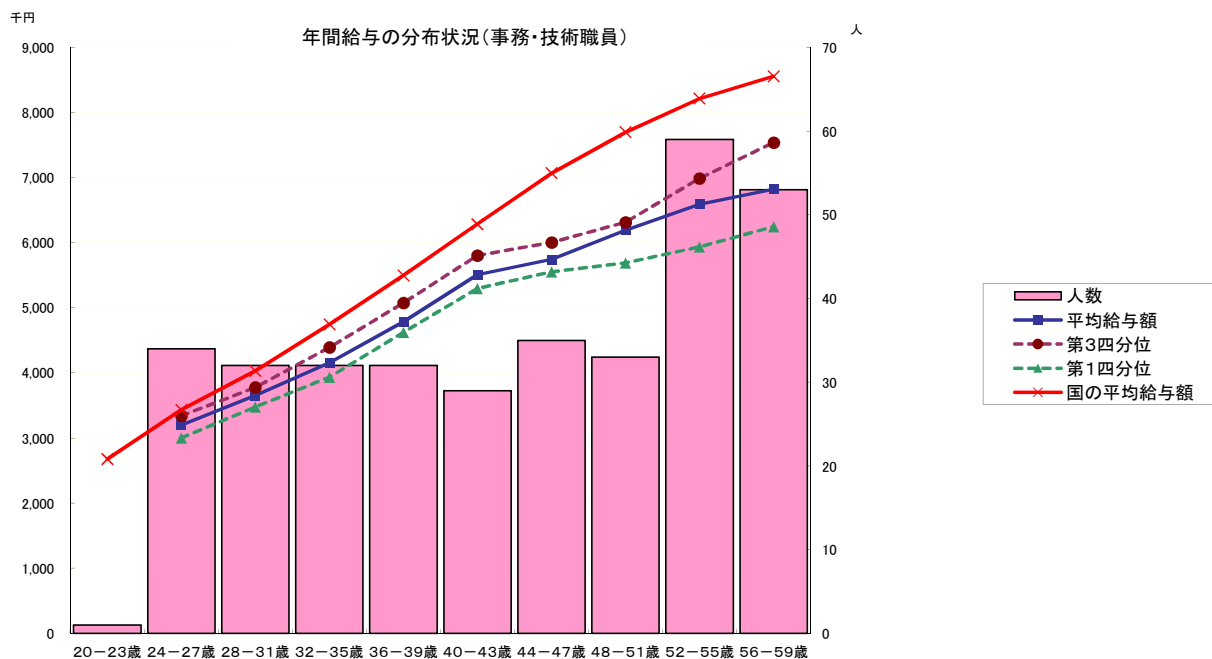
*「特任教員」とは、教育職種(大学教員)のうち、任期を定め、年俸制で雇用される者を示す。

	人	歳	千円	千円	千円	千円
再任用職員(年俸制)	2					
特任一般職員	1					
特別教員	1					

注:再任用職員(年俸制)の「特任一般職員」及び「特別教員」職種については、該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外記載していない。

非常勤職員	人 167	歳 35.1	千円 3,936	千円 3,477	千円 64	千円 459
事務・技術	人 22	歳 41.6	千円 3,128	千円 2,363	千円 101	千円 765
医療職種 (病院医師)	人 85	歳 32.7	千円 4,015	千円 4,015	千円 49	千円 0
医療職種 (病院看護師)	人 7	歳 44.1	千円 5,040	千円 3,809	千円 118	千円 1,231
教育職種 (大学教員)	人 9	歳 36.8	千円 5,610	千円 4,246	千円 68	千円 1,364
技能・労務職種	人 4	歳 53.8	千円 3,498	千円 2,662	千円 52	千円 836
医療職種 (病院医療技術職員)	人 40	歳 32.6	千円 3,688	千円 2,797	千円 67	千円 891

② 年間給与の分布状況(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))[在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、⑤まで同じ。]

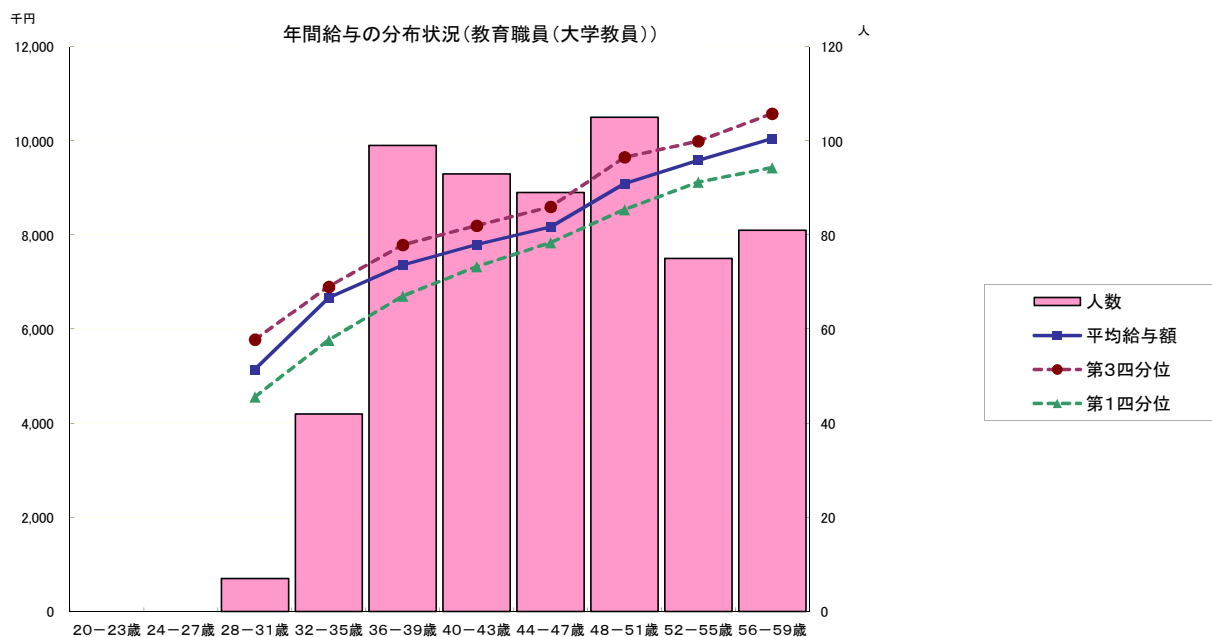


注:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。
 注:20歳～23歳の該当者は1人であるため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与については表示していない。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員 人	平均年齢 歳	四分位		平均 千円	四分位	
			第1分位 千円	第3分位 千円		第3分位 千円	第1分位 千円
代表的職位							
部長	5	57.1	8,126	9,220	10,018		
副部長	1		—	—	—		
課長	25	55.1	7,622	7,856	8,003		
課長補佐	31	53.5	6,276	6,549	6,912		
係長	125	49.0	5,661	5,897	6,221		
主任	43	44.8	4,713	5,257	5,706		
係員	110	31.6	3,283	3,756	4,114		

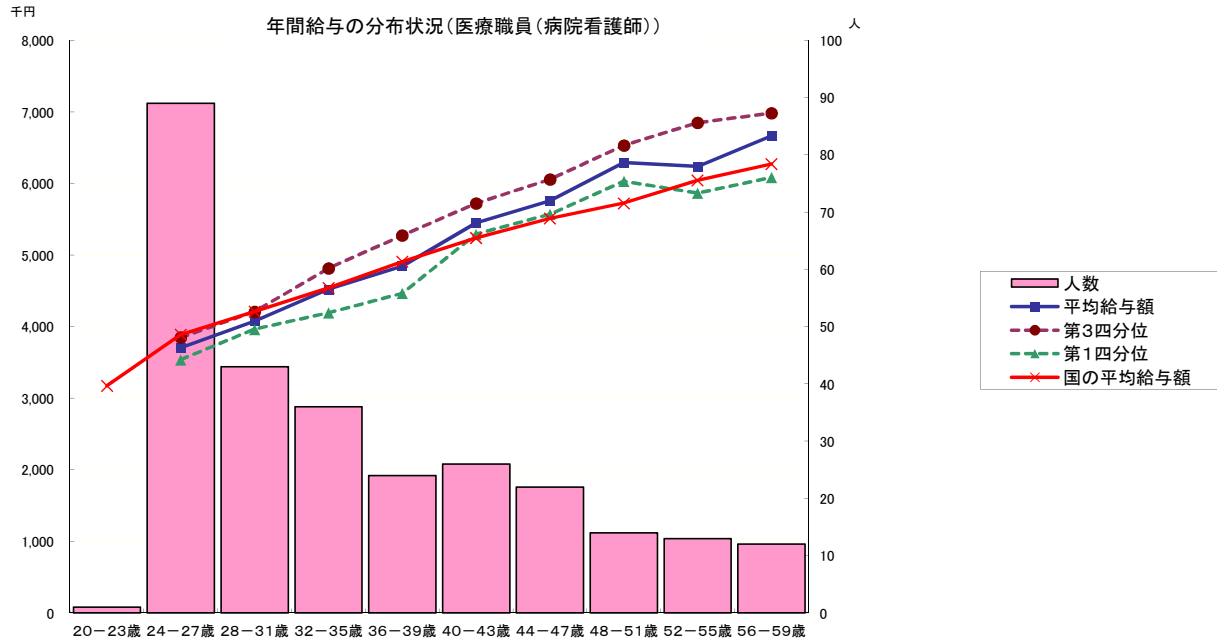
注:「課長」には、課長相当職である「事務長」を含む。
 「課長補佐」には、課長補佐相当職である「副課長」、「室長」、「専門員」を含む。
 注:副部長の該当者は1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、平均年齢及び年間給与の平均額は表示していない。



注:20歳～27歳は、該当者がいないため、年間給与については表示していない。
(教育職員(大学教員))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位
			第1分位		第3分位
教授	231	54.6	9,253	9,886	10,344
准教授	185	45.4	7,526	8,122	8,751
講師	68	45.0	7,921	8,384	8,838
助教	145	40.0	6,119	7,160	7,683
教務職員	4	38.3	-	4,840	-

注:教務職員の該当者は4人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与の第1・第3分位については表示していない。



注:20歳～23歳の該当者は1人であるため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与については表示していない。

(医療職員(病院看護師))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位
			第1分位		第3分位
看護部長	1	-	-	-	-
副看護部長	3	54.8	-	7,000	-
看護師長	25	49.0	5,907	6,325	6,709
副看護師長	46	41.0	4,832	5,351	5,827
看護師	204	32.2	3,671	4,246	4,488
准看護師	1	-	-	-	-

注:看護部長及び准看護師の該当者は1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、平均年齢及び年間給与の平均額は表示していない。

注:副看護部長の該当者は3人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与の第1・第3分位については表示していない。

③ 職級別在職状況等(平成24年4月1日現在)(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級
標準的な職位		チーム員 (一般職員)	チーム員 (一般職員)	主任・係長	副課長 係長	課長 副課長	次課長
人員 (割合)	340	36 (10.6%)	74 (21.8%)	139 (40.9%)	48 (14.1%)	25 (7.4%)	15 (4.4%)
年齢(最高 ～最低)		31～21	59～27	59～34	59～45	59～40	59～52
所定内給 与年額(最高 ～最低)		3,006～2,024	3,962～2,456	4,907～3,045	5,396～4,244	6,365～4,563	7,139～5,732
年間給与 額(最高～ 最低)		3,965～2,648	5,301～3,254	6,563～4,050	7,324～5,709	8,229～6,212	9,362～7,578

区分	計	7級	8級	9級	10級
標準的な職位		部長 次長	局長 部長	局長	局長
人員 (割合)		3 (0.9%)	該当者なし (%)	該当者なし (%)	該当者なし (%)
年齢(最高 ～最低)		58～49	～	～	～
所定内給 与年額(最高 ～最低)		8,256～6,585	～	～	～
年間給与 額(最高～ 最低)		11,030～8,964	～	～	～

(教育職員(大学教員))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位		教務職員	助教	講師	准教授	教授
人員 (割合)	633	4 (0.6%)	145 (22.9%)	69 (10.9%)	184 (29.1%)	231 (36.5%)
年齢(最高 ～最低)		50～31	61～28	56～30	62～33	62～40
所定内給 与年額(最高 ～最低)		4,102～3,377	15,477～3,414	9,178～3,603	11,618～3,886	14,941～5,559
年間給与 額(最高～ 最低)		5,560～4,404	16,971～4,561	10,851～4,884	13,880～5,265	17,476～7,528

(医療職員(病院看護師))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級
標準的な職位		准看護師	看護師 助産師	副看護師長	看護師長	副看護部長	看護部長
人員 (割合)	280	1 (0.4%)	204 (72.9%)	46 (16.4%)	25 (8.9%)	3 (1.1%)	1 (0.4%)
年齢(最高 ～最低)		～	59～23	59～30	58～38	58～49	～
所定内給 与年額(最高 ～最低)		～	4,855～2,479	4,901～2,987	5,562～3,927	5,169～4,948	～
年間給与 額(最高～ 最低)		～	6,563～3,284	6,693～3,964	7,443～5,383	7,103～6,845	～

注:1級及び6級における該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項について記載していない。

④ 賞与(平成23年度)における査定部分の比率(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 62.3	% 65.3	% 63.9
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 37.7	% 34.7	% 36.1
	最高～最低	% 49.8～33.6	% 45.8～31.2	% 46.2～32.4
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 63.6	% 66.3	% 65.0
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 36.4	% 33.7	% 35.0
	最高～最低	% 42.5～32.6	% 39.7～30.1	% 41.0～31.3

(教育職員(大学教員))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 61.4	% 63.9	% 62.7
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 38.6	% 36.1	% 37.3
	最高～最低	% 46.1～33.9	% 42.7～31.5	% 44.3～32.7
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 64.2	% 66.8	% 65.6
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 35.8	% 33.2	% 34.4
	最高～最低	% 42.5～32.8	% 39.7～30.4	% 40.5～31.6

(医療職員(病院看護師))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	%	%	%
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	%	%	%
	最高～最低	%	%	%
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 62.8	% 65.7	% 64.3
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 37.2	% 34.3	% 35.7
	最高～最低	% 42.5～33.4	% 39.7～30.5	% 39.5～32.5

注: 医療職員(病院看護師)における管理職員は1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれあることから記載していない。

⑤ 職員と国家公務員及び他の国立大学法人等との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一))	83.2
対他の国立大学法人等	95.9

(教育職員(大学教員))

対他の国立大学法人等	101.7
------------	-------

(医療職員(病院看護師))

対国家公務員(医療職(三))	100.1
対他の国立大学法人等	99.9

注: 当法人の年齢別人員構成をウエイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他の国立大学法人等」においては、すべての国立大学法人等を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

○事務・技術職員

項目	内容		
指数の状況	対国家公務員 83.2		
	参考	地域勘案	87.9
		学歴勘案	84.4
		地域・学歴勘案	88.5
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由	【主務大臣の検証結果】 給与水準の比較指標では国家公務員の水準未満となっていること等から給与水準は適正であると考え、引き続き適正な給与水準の維持に努めていただきたい。		
給与水準の適切性の検証	【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 34.4% (国からの財政支出額 15,856,457千円、支出予算の総額 46,040,831千円:平成23年度予算)		
	【検証結果】 国からの財政支出額は100億円を超えているが、総額に対する割合は34.4%であり、また累積欠損額もないことから給与水準は適切であると考え。		
	【累積欠損額について】 累積欠損額 0円(平成22年度決算)		
	【検証結果】		
講ずる措置	今後も引き続き適正な給与水準の維持に努める。		

○医療職員(病院看護師)

項目	内容		
指数の状況	対国家公務員 100.1		
	参考	地域勘案	104.0
		学歴勘案	98.2
		地域・学歴勘案	103.2
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由	国家公務員(医療職俸給表(三)適用者)の構成割合(「平成23年国家公務員給与等実態調査」より)に比べ、本学は「大学卒業以上(最終学歴)」が46.4%(国は3.6%)と高く、また「1級適用者」は0.4%(国は12.1%)と低いことが大きな要因と考えられる。 【主務大臣の検証結果】 学歴差を是正した給与水準の比較指標では国家公務員の水準未満となっていること等から給与水準は適正であると考え、引き続き適正な給与水準の維持に努めていただきたい。		
給与水準の適切性の検証	【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 34.4% (国からの財政支出額 15,856,457千円、支出予算の総額 46,040,831千円:平成23年度予算)		
	【検証結果】 国からの財政支出額は100億円を超えているが、総額に対する割合は34.4%であり、また累積欠損額もないことから給与水準は適切であると考え。		
	【累積欠損額について】 累積欠損額 0円(平成22年度決算)		
	【検証結果】		
講ずる措置	今後も引き続き適正な給与水準の維持に努める。		

○教育職員(大学教員)

教育職員(大学教員)と国家公務員との給与水準の比較指標 99.3

(注)上記比較指標は、法人化前の国の教育職(一)と行政職(一)の年収比率を基礎に、平成23年度の教育職員(大学教員)と国の行政職(一)の年収比率を比較して算出した指数である。

〔なお、平成19年度までは教育職員(大学教員)と国家公務員(平成15年度の教育職(一))との給与水準(年額)の比較指標である。〕

III 総人件費について

区 分	当年度 (平成23年度)	前年度 (平成22年度)	比較増△減		中期目標期間開始時(平成22年度)か らの増△減	
	千円	千円	千円	(%)	千円	(%)
給与、報酬等支給総額 (A)	11,430,025	11,661,653	△ 231,628	(△2.0)	△ 231,628	(△2.0)
退職手当支給額 (B)	1,478,298	1,199,225	279,073	(23.3)	279,073	(23.3)
非常勤役員等給与 (C)	4,438,614	3,868,613	570,001	(14.7)	570,001	(14.7)
福利厚生費 (D)	1,977,220	1,841,516	135,704	(7.4)	135,704	(7.4)
最広義人件費 (A+B+C+D)	19,324,158	18,571,010	753,148	(4.1)	753,148	(4.1)

注「非常勤役員等給与」においては、寄附金、受託研究費その他競争的資金等により雇用される職員に係る費用及び人材派遣に係る費用等を含んでいるため、財務諸表附属明細書の「15 役員及び教職員の給与の明細」における非常勤の合計額と一致しない。

「退職手当支給額」欄は、国の常勤職員に相当する、法人の常勤職員に係る退職手当支給額を計上している。

総人件費について参考となる事項

①給与、報酬等支給総額及び最広義人件費について

- ・「給与、報酬等支給総額」については、人件費管理の基本方針等の実行による減の結果により、対前年比で2.0%の減額となった。
- ・「最広義人件費」については、退職手当の増額と、競争的資金等により雇用される職員の増及び法定福利費の増により、対前年比4.1%の増額となった。

②「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革推進に関する法律」(平成18年度法律第47号)及び「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)による人件費削減の取り組み状況

i) 中期目標に示された人件費削減の取組に関する事項

- ・「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革推進に関する法律」(平成18年度法律第47号)に基づき、平成18年度以降の5年間に於いて国家公務員に準じた人件費削減を行う。更に、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成23年度まで継続する。

ii) 中期計画において設定した削減目標、国家公務員の給与構造改革を踏まえた見直しの方針

- ・「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革推進に関する法律」(平成18年度法律第47号)に基づき、国家公務員に準じた人件費改革に取り組み、平成18年度からの5年間に於いて、△5%以上の人件費削減を行う。更に、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成23年度まで継続する。

【主務大臣の検証結果】

「平成22年までの5年間で5%以上削減を達成し、平成23年度も人件費改革を継続しており問題ないと考える。」

総人件費改革の取組状況

年 度	基準年度 (平成17年度)	平成18 年度	平成19 年度	平成20 年度	平成21 年度	平成22 年度	平成23 年度
給与、報酬等支給総額 (千円)	12,901,653	12,136,143	12,112,201	12,121,232	11,976,176	11,661,653	11,430,025
人件費削減率 (%)		-5.9	-6.1	-6.0	-7.2	-9.6	-11.4
人件費削減率(補正值) (%)		-5.9	-6.8	-6.7	-5.5	-6.4	-8.0

注1 「人件費削減率(補正值)」とは、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)による人事院勧告を踏まえた官民の給与較差に基づく給与改定分を除いた削減率であり、平成18年、平成19年、平成20年、平成21年、平成22年、平成23年の行政職(一)職員の年間平均給与の増減率はそれぞれ0%、0.7%、0%、▲2.4%、▲1.5%、▲0.23%である。

注2 基準年度(平成17年度)の給与、報酬等支給総額は、法人移行時の人件費予算相当額を基礎に算出した平成17年度人件費予算相当額である。

IV 法人が必要と認める事項

給与特例法に基づく国家公務員の給与の見直しに関連することについて

役員：平成24年7月から実施。

職員：平成24年7月から実施。